



日本幼稚園協会編輯委員会

東京女子高等師範學校長 吉岡甫
附屬幼稚園主任 堀七藏

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル

ヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ

關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ

トス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五

錢ヲ醸出スヘシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業

ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員

トナスコトアルベシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會

ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ナシ與ヘラル、モノニ

諸ヒテ地方委員トナスコトアルベシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場

合ニヨリ臨時休會スルコトナ得

第八條 本會ハ左ノ事業ナ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査

一、幼兒教育ニ關スル講演會及ビ講習會ノ

以上ノ同意ナ得ルニアラサヘ變更スル

トナ得ズ

一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行

一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介

一、其也本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル

事件

第九條 本會ニ左ノ役員ナ置ク

會長一名

幹事若干名

評議員若干名

主幹一名

會務ヲ總理ス

副理ス

會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌

理ス

會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ

分掌ス

重要ナル事件ニ關シ會長

ノ諮詢ニ應ズ

シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期

シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ

又ハ書記ヲ雇入ル、トアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二

以上ノ同意ナ得ルニアラサヘ變更スル